



県 章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
10月18日
号外（3）
金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 条 例

※滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例（警察本部会計課） 2

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 やむを得ない理由のために運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する運転免許試験および運転免許証交付に係る手数料を新たに設定することとしました。（別表第7関係）
- 2 運転免許証再交付手数料の額の一部を改定することとしました。（別表第7関係）
- 3 運転免許証の更新を受けなかった者に対する運転経歴証明書の交付（再交付を含む。）の手数を新たに設定することとしました。（別表第7関係）
- 4 その他
 - (1) この条例は、令和元年12月1日から施行することとしました。
 - (2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

条 例

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第25号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第7第1項の表(1)の項ア中「1,900円」の右に「（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証（以下この表において「免許証」という。）の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円）」を加え、同項イ(イ)、同項ウ(イ)、同項エ(ア)および同項オ(イ)中「1,900円」の右に「（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円）」を加え、同表(3)の項を次のように改める。

<p>(3) 法第92条第1項の規定による免許証の交付を受けようとする者</p>	<p>免許証交付手数料</p>	<p>ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証 (ア) (イ)に掲げる交付以外の交付</p> <p>(イ) 政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付</p> <p>イ 仮運転免許に係る免許証</p>	<p>2,050円（法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）</p> <p>1,700円（法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、1,700円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）</p> <p>1,150円</p>
--	-----------------	--	---

別表第7第1項の表(4)の項中「3,500円」を「2,250円」に改め、同表(12)の項中「道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）」を「政令」に改め、別表第7第2項の表(11)の項中「第104条の4第6項」の右に「（法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

